

議案第 6 号

沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部を改正する規則について

沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成26年3月19日

沖縄県教育委員会

(別紙)

**沖縄県教育委員会規則**

**沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部を改正する規則**

沖縄県立博物館・美術館管理規則（平成19年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に、「1,000円」を「1,030円」に、「600円」を「620円」に、「200円」を「210円」に、「700円」を「720円」に、「1,250円」を「1,290円」に、「400円」を「410円」に、「500円」を「510円」に、「アッパーホリゾンライト」を「アッパーホリゾントライト」に、「800円」を「820円」に、「1,400円」を「1,440円」に、「1,100円」を「1,130円」に、「5,000円」を「5,140円」に、「630円」を「650円」に、「830円」を「850円」に、「190円」を「200円」に、「340円」を「350円」に、「170円」を「180円」に、「160円」を「170円」に、「180円」を「190円」に、「710円」を「730円」に、「880円」を「910円」に、「590円」を「610円」に改める。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 規則案の概要説明

部課名 教育庁文化財課

## 1 件名

沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部を改正する規則

## 2 改正の経緯及び必要性

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）等により消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに伴い、沖縄県立博物館・美術館管理規則が定めた利用料金の基準額等を改める必要がある。

## 3 改正案の概要

沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に、「1,000円」を「1,030円」に、「600円」を「620円」に、「200円」を「210円」に、「700円」を「720円」に、「1,250円」を「1,290円」に、「400円」を「410円」に、「500円」を「510円」に、「アッパーホリゾンライト」を「アッパーホリゾントライト」に、「800円」を「820円」に、「1,400円」を「1,440円」に、「1,100円」を「1,130円」に、「5,000円」を「5,140円」に、「630円」を「650円」に、「830円」を「850円」に、「190円」を「200円」に、「340円」を「350円」に、「170円」を「180円」に、「160円」を「170円」に、「180円」を「190円」に、「710円」を「730円」に、「880円」を「910円」に、「590円」を「610円」に改める。

## 4 関係各課との調整状況

財政課、文化振興課並びに総務私学課と調整済み。

## 5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参考条文
- (3) その他参考となる資料

改 正 案		現 行			
別表 (第14条関係)					
1 附属設備（冷房設備を除く。）の利用料金					
種別	品名	単位	基準額		
舞台器具	舞台	1台	310円		
	花台	1台	100円		
	司会台	1台	150円		
音響器具	メインスピーカー	1式	1,030円		
	コンデンサーマイク	1本	310円		
	ワイヤレスマイク	1本	620円		
	ダイナミックマイク	1本	210円		
	ビデオテープレコーダー	1台	720円		
	DVDプレーヤー	1台	1,290円		
	CD、MDプレーヤー	1台	410円		
	HD/DVDレコーダー	1台	1,290円		
照明器具	ボーダーライト	1列	310円		
	サスペンションライト	1列	510円		
	アッパーホリゾンライト	1列	720円		
	シーリングライト	1列	620円		
	センターピンスボットライト	1台	410円		
その他	書画カメラ	1台	820円		
	ビデオプロジェクター	1台	1,440円		
	電動スクリーン	1式	1,130円		
	35ミリフィルム映写機	1式	5,140円		

別表 (第14条関係)  
1 附属設備（冷房設備を除く。）の利用料金

種別	品名	単位	基準額
舞台器具	舞台	1台	300円
	花台	1台	100円
	司会台	1台	150円
音響器具	メインスピーカー	1式	1,000円
	コンデンサーマイク	1本	300円
	ワイヤレスマイク	1本	600円
	ダイナミックマイク	1本	200円
	ビデオテープレコーダー	1台	700円
	DVDプレーヤー	1台	1,250円
	CD、MDプレーヤー	1台	400円
	HD/DVDレコーダー	1台	1,250円
照明器具	ボーダーライト	1列	300円
	サスペンションライト	1列	500円
	アッパーホリゾンライト	1列	700円
	シーリングライト	1列	600円
	センターピンスボットライト	1台	400円
その他	書画カメラ	1台	800円
	ビデオプロジェクター	1台	1,400円
	電動スクリーン	1式	1,100円
	35ミリフィルム映写機	1式	5,000円

## 2 冷房設備の利用料金

## 2 冷房設備の利用料金

区分	単位	基準額
博物館施設	企画展示室	1時間までごとに 650円
特別展示室		1時間までごとに 850円
実習室		1時間までごとに 200円
講座室		1時間までごとに 350円
美術館施設	県民ギャラリー 1	1時間までごとに 180円
	県民ギャラリー 2	1時間までごとに 170円
	県民ギャラリー 3	1時間までごとに 170円
	県民ギャラリースタジオ	1時間までごとに 190円
	県民アトリエ	1時間までごとに 150円
	子供アトリエ	1時間までごとに 170円
企画展示室 1		1時間までごとに 730円
企画展示室 2		1時間までごとに 910円
講座室		1時間までごとに 210円
その他施設	講堂	1時間までごとに 610円

区分	単位	基準額
博物館施設	企画展示室	1時間までごとに 630円
	特別展示室	1時間までごとに 830円
	実習室	1時間までごとに 190円
	講座室	1時間までごとに 340円
美術館施設	県民ギャラリー 1	1時間までごとに 170円
	県民ギャラリー 2	1時間までごとに 160円
	県民ギャラリー 3	1時間までごとに 160円
	県民ギャラリースタジオ	1時間までごとに 180円
	県民アトリエ	1時間までごとに 150円
	子供アトリエ	1時間までごとに 160円
企画展示室 1		1時間までごとに 710円
企画展示室 2		1時間までごとに 880円
講座室		1時間までごとに 200円
その他施設	講堂	1時間までごとに 590円

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

## 参考条文

○消費税法（昭和六十二年法律第二百八号）

（税率）※平成二十六年四月一日施行

第二十九条 消費税の税率は、百分の六・三とする。

○地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）

（地方消費税の税率）※平成二十六年四月一日施行

第七十二条の八十三 地方消費税の税率は、六十三分の十七とする。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（使用料）

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならぬ。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収については、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

（公有財産の範囲及び分類）

第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるものの（基金に属するものを除く。）をいう。

1 不動産

（略）

2・3 （略）

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲りし、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2・6 （略）

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8・9 （略）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の一以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要

な事項を定めるものとする。

- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に關し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適當と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならぬ。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に關し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適當でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

#### ○地方財政法（昭和二十二年法律第二百九号）

（國の營造物に關する使用料）

**第二十二条** 地方公共団体が管理する國の營造物で当該地方公共団体がその管理に要する経費を負担するものについては、当該地方公共団体は、条例の定めるところにより、当該營造物の使用について使用料を徴収することができる。